

令和3年 第1回臨時会

青木村議会会議録

令和3年5月7日 開会

令和3年5月7日 閉会

青木村議会

令和3年第1回青木村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月7日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○村長挨拶	3
○開会の宣告	7
○仮議席の指定について	7
○議長の選挙について	7
○議長就任挨拶	9
○日程の追加	10
○議席の指定について	10
○議事録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○副議長の選挙について	11
○副議長就任挨拶	13
○常任委員及び議会運営委員の選任について	13
○青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について	15
○上田地域広域連合議会議員の選挙について	16
○議案第1号の上程、説明、採決	17
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和 3 年 5 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第1回青木村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和3年5月7日(金曜日)午後2時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 議長選挙について
追加日程第1 議席の指定について
追加日程第2 議事録署名議員の指名
追加日程第3 会期の決定
追加日程第4 副議長選挙について
追加日程第5 常任委員及び議会運営委員の選任について
追加日程第6 青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について
追加日程第7 上田地域広域連合議会議員の選挙について
追加日程第8 議案第1号 監査委員の選任同意について

出席議員(10名)

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	杓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杓掛英明君
総務企画課長	片田幸男君	参事兼 商工観光移住 課長	花見陽一君

住民福祉課長	小根沢 義 行 君	會計管理者兼 稅務會計課長 兼防災危機監	多 田 治 由 君
建設農林課長	稲 垣 和 美 君	總務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
總務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小 林 利 行 君	總務企画課 課長補佐兼 係長	宮 澤 俊 博 君
總務企画課 課長補佐兼 總務係長	小 林 宏 記 君		

事務局職員出席者

事務局 長	片 田 幸 男	事務局 員	小 林 宏 記
-------	---------	-------	---------

午後 2時00分

○事務局長（片田幸男君） 皆様、御苦労さまでございます。

議会事務局長の片田でございます。

◎村長挨拶

○事務局長（片田幸男君） 議会の開会に当たりまして、村長より挨拶がございます。

○村長（北村政夫君） 令和3年第1回青木村議会臨時議会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

青木三山の木々も芽吹きを始めまして、日に日に緑の等高線が頂上に向かい始めております。また、里では、草木の緑が一段と鮮やかさを増し、早い田んぼでは田植の準備が始まるなど、五月晴れの続く絶好の季節となりました。

議員の皆さんにおかれましては、4月20日告示の青木村議会議員一般選挙において見事に当選されましたこと、心からお祝いを申し上げます。そして、今後の青木村福祉の増進のため活躍されますことを御祈念申し上げたく存じます。

私も、このたびの村長選挙におきまして、当選させていただくことができました。本日5月7日、改めて村長に就任させていただきました。新たな気持ちでここに立たせていただいておりますが、全村民の皆さんへの感謝の気持ちと与えられた責任の重さに身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

さて、現在の最大の国政課題は、新型コロナウイルス感染症対策であります。そして、さらに、様々なグローバルな社会現象が、一口では語り尽くせない多様性の中でうごめいております。一例を申し上げます、隣国からの軍事的な脅威、それから、1,000兆円を越す国と地方自治体の借金などの財政問題、超少子化・高齢化社会へ向けての対策、そして、世代間による価値観の相違と多様性等々、行政を取り巻く課題は山積をしております。

一方、村内に目を向けますと、村民の皆さんのアンケートでは、最も優先してほしい政策として、少子化対策、高齢者対策などに起因いたします医療・福祉及び子育て・教育の充実の割合が高くなっております。

そこで、私は、村政を進めていく上で、以下の2点の基本的な考えの下、今後の村政の運

営をしてみたいと考えております。

まず、第1に、村の財源を増やす基盤をつくっていくことが極めて喫緊の課題であると考えております。

村が村税などの自主財源で行政経費をどれだけ賄えるかを示す財政力は0.22と、県下市町村平均の0.39を大きく下回っているのが現状でございます。私が選挙中訴えてまいりました村づくりの基本方針は、人口減少に歯止めをかけ、観光振興や村の特産品の創出により財源を豊かにして、企業誘致を行い、工場を造り、雇用の場を確保する、それをもちまして医療・福祉、そして、子育て・教育の充実を図っていくことであります。

5年後、10年後、そして、さらにその先の未来を見据えたとき、しっかりとした中長期的な展望の中で、発展軸のレールを敷いていかなければならないと考えております。構造的に少子高齢化の進む中ではありますが、青木村には、自然環境や文化・歴史、そして人材など様々な豊かな資源があり、これらをどのように生かしていくかが大きな課題であります。

村政に近道や特効薬はありません。村の課題を専門知識によって分析し、解決等をコストを含めて検討し、プライオリティーの高い政策から実現していくこと、当たり前の政治を当たり前の行政を愚直に行うことが必要であると考えております。

全国1,718の市町村は、どこでもほとんど同じ課題を抱えております。頭一つ抜け出すには、それなりの努力が必要でございます。「努力は人を裏切らない」ということわざがありますが、私は1,718の首長の中で、誰にも負けない努力をしていきたいと考えております。

第2に、村政の課題解決に向けての果敢なチャレンジであります。

新しい仕事をすればするほど問題も発生し、失敗もあります。うまくいかないこともあります。時間のかかることもあります。しかし、私は、村民の皆さんの期待に応えて、現状に甘んじることなく、志を強く持ち、新しいことへの挑戦をしてみたいと考えております。

このような中、1期目、2期目の村長職8年間で、関係人口・交流人口の確保、財政力の強化、若者定住の促進、民間からの応援など村の課題を解決し、活性化につながる基盤づくりができつつあると思っております。そして、日常生活の利便性、子育てのしやすさや老後の医療・介護体制の充実さなどを評価していただきまして、「住みたい田舎日本一」の村になりました。これは、私一人ではなく、村民の皆さん、議員の皆さん、役場職員の皆さんの御支援、御協力があって成し遂げられたものであります。

さて、今回の村長選で、私は公約といたしまして、青木村の未来に向けた5つの重点推進プロジェクトを掲げました。

1つとして、新型コロナウイルス感染症プロジェクトでございます。村民の皆さんの命と暮らしと経済を守ります。

2つ目として、国道143号青木峠バイパス整備活用プロジェクトでございます。早期の着工・完成を目指します。医療の充実、観光や経済の交流、産業の振興などの基幹軸といたしまして、最大限の活用を図りたい。

3点目といたしまして、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクトでございます。婚活から結婚・妊娠・出産・子育て・教育・就職まで、トータルでサポートいたします。

4点目といたしまして、健康寿命延伸プロジェクトでございます。保健・医療・福祉・介護予防・日常生活支援の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境を整備いたします。

5つ目といたしまして、新時代の創生プロジェクトでございます。アフターコロナ社会を見据えて、新時代にふさわしい暮らし方、働き方、生き方を村民の皆さんと共に見いだし、計画し、実践していきたいと考えております。

そして、何はさておいても、最優先事項は、新型コロナウイルス感染症対策関連でございます。変異ウイルスの拡大によりまして、国内の第4波が収まるめどは、まだ立っておりません。村政にとりましても、村民の皆さんの命と暮らしと経済を守ることが、何よりも優先すべき喫緊の重要課題であり、総力を挙げて取り組んでまいります。

おかげさまで、高齢者への第1回目のコロナワクチン接種は、約85%の方々に受けていただきました。第2回目は5月23日終了の予定でございます。ワクチン確保も既にできております。引き続き、65歳未満の方々にも早期に接種していただける体制の整備をしてまいります。

また、竹内製作所の操業開始、重ねてではありますけれども、国道143号青木峠新トンネルの早期着工のため、注力をしてまいります。

今回の選挙は、前回に引き続きまして無投票となりました。村民の皆さんに公約を訴える機会が少なかった上、選挙という審判をいただけなかったことから、白紙委任されたわけではございませんので、今まで以上に村民の皆さんと向き合い、丁寧な行政を心がけていきたいと思っております。

8年間村長をさせていただきまして、村の財政力を強くすることが、将来にわたってぜひとも必要であることを痛感しております。そのために、農業や環境等の調和を図りながら、企業誘致に鋭意取り組んでまいります。

村民憲章にうたわれておりますように、「正義と郷土愛に献身した先人を誇りに、さらに

清新にして、明るく豊かな村にする」ため、希望に満ちた美しい村づくりに、これからも真摯に、そして、決意を新たに邁進してまいります。

そして、五島慶太翁は、「第一に体力、第二に熱と誠、これだけあれば必ず目的を成し遂げられる」と、70年の生涯で得た人生観を語っております。この精神で私もチャレンジし、村民の皆さんに勇気と真心を持って真実を語る開かれた村政を実現させます。

さらに、かのサミュエル・ウルマンは「青春」という詩の中で、「真の青春とは、強い意志、豊かな創造力、燃え上がる情熱、感動する心、子供のような好奇心、未知の人生に挑戦する勇気と喜びである」と言っております。私は、これを心の糧といたしまして、今日から始まった第3期目の村長職の第一歩を踏み出したところでございます。

以上、私の所信を申し上げます。

今後、村議会議員の皆さんとは、率直な意見交換を行い、互いに知恵を出し合える建設的な関係の下、地方自治法が言うところの村民の皆さんの福祉の増進という共通の目的に向かい合えるよう、お願いをすることでございます。

どうか議員各位におかれましては、今後の村政運営に対し、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の3期目の村長就任に当たっての所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（片田幸男君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の松澤正登議員を紹介いたします。

○臨時議長（松澤正登君） ただいま紹介にあずかりました松澤正登でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。御協力のほどよろしくお願いをいたします。

〔臨時議長 松澤正登君 議長席着席〕

開会 午後 2時13分

◎開会の宣告

○臨時議長（松澤正登君） それでは、ただいまから令和3年第1回青木村議会臨時会を開催いたします。

本日の会議をただいまから開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（松澤正登君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（松澤正登君） 日程第2、議長の選挙を行います。

初めにお諮りいたしますが、選挙の方法については、地方自治法第118条関係で、投票による方法と指名推選による方法がありますが、議会基本条例第3条で議長の選出は原則投票とするとされていることから、選挙は投票によりたいと考えますが、いかがでしょうか。投票でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（松澤正登君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

それでは、ただいまより暫時休憩をいたします。

議員の皆様は、控室のほうへお願いをいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時32分

○臨時議長（松澤正登君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたしますけれども、議長の任期は申合せにより2年といたしたいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（松澤正登君） 異議なしの声でございます。

異議なしと認め、議長の任期を2年といたします。

それでは、議場の出入口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松澤正登君） ただいまの出席議員数は10人でございます。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に1番、松本淳英君、5番、坂井弘君を指名いたします。

それでは、事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（松澤正登君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名で、名前の左側に1つだけ丸をお願いします。また、議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する声なし〕

○臨時議長（松澤正登君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（松澤正登君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（松澤正登君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する声なし〕

○臨時議長（松澤正登君） 投票漏れなしと認めます。

それでは、投票を終わります。

開票を行います。

松本淳英君、また、坂井弘君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（松澤正登君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数、10票。

有効投票、10票、無効投票、ゼロ票。

有効投票のうち

金 井 とも子 君 8 票

居 鶴 貞 美 君 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございますので、したがって、金井とも子君が議長に当選されました。

それでは、議場の出入口の閉鎖を開いてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松澤正登君） ただいま議長に当選されました金井とも子君が議長におられます。会議規則第32条2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○臨時議長（松澤正登君） それでは、金井とも子君の挨拶をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、議員皆様方の御支持をいただき、議長に選任されましたことは、大変光栄に存することとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより浅学非才であり、十分な能力もなく、皆様方の御期待に応えていけるかどうか不安ではございますが、誠心誠意、最善の努力を尽くしてまいりたいと存じます。

議会を円滑に運営していくためには、いかに有能な人材であっても、議長1人の力では不可能でございます。議長の職責を十分に果たすためには、議員皆様の御支援、御協力、御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、議会は、議員だけでは運営していけないものでございます。議会事務局の皆様、村長をはじめ村執行部の皆様にも、御協力、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

す。

現在、コロナ禍において、国はもちろんですが、村を取り巻く環境は大変に厳しく、課題も多いかと存じますが、青木村議会のよき伝統、尊重すべき先例を遵守するよう最大の努力をすることをお誓いし、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（松澤正登君） それでは、議長、議長席にお着きをいただきたいと思います。

〔議長 金井とも子君 議長席着席〕

◎日程の追加

○議長（金井とも子君） それでは、追加議事日程第2号により議事を進めます。

◎議席の指定について

○議長（金井とも子君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおりといたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第2、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、松本淳英君、5番、坂井弘君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金井とも子君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、お手元の議事日程表のとおりであります。本日臨時会の会期は本日1日としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

◎副議長の選挙について

○議長（金井とも子君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

初めにお諮りしますが、副議長の任期は申合せにより2年といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、副議長の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条関係により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、議会基本条例第3条で副議長の選出は原則投票とするとされていることから、選挙は投票によりたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

ただいまより、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時53分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（金井とも子君） ただいまの出席議員数は10人です。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に松本淳英君及び坂井弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（金井とも子君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名で、名前の左側に1つだけ丸をお願いいたします。また、副議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） なしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（金井とも子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（金井とも子君） 投票漏れはありませんでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松本淳英君及び坂井弘君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（金井とも子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数、10票。

有効投票、9票、無効投票、1票です。

有効投票のうち

松 澤 正 登 君 8 票

坂 井 弘 君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、松澤正登君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を開きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（金井とも子君） ただいま副議長に当選された松澤正登君が議場におられます。会議規則第32条2項の規定によって、当選の告知をします。
-

◎副議長就任挨拶

- 議長（金井とも子君） 松澤正登君の挨拶をお願いします。

- 副議長（松澤正登君） ただいま、皆様の厚い御支持をいただき、副議長に当選をいたしました松澤正登でございます。身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は、金井議長を誠心誠意助け、共々、青木村村政発展のため頑張ってまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

- 議長（金井とも子君） 日程第5、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

初めにお断りしますが、青木村議会委員会条例第3条の規定により、常任委員、議会運営委員の任期は2年となっております。

なお、委員会の定数は、委員会条例第2条により、総務建設産業委員会及び社会文教委員会それぞれ5名ずつ、また、議会運営委員会も、委員会条例第4条の2により5名となっております。

お諮りいたします。

常任委員、議会運営委員の選任については、青木村議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。常任委員については投票により、議会運営委員会委員につきましては常任委員会の互選により行うこととなっておりますが、前回は

議長の指名ということで進行しています。

議長の指名でよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○議長（金井とも子君） では、議長の指名といたします。

ただいまより、暫時休憩といたします。

議員控室のほうへ、また行っていただきたいと思います。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時35分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、委員会の所属を発表いたします。

総務建設産業委員会の5名、松本淳英君、平林幸一君、松澤正登君、沓掛計三君、居鶴貞美君といたします。

社会文教委員会の5名は、塩澤敏樹君、宮入隆通君、坂井弘君、宮下壽章君、金井とも子といたします。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 議会運営委員会の5名は、平林幸一君、宮入隆通君、坂井弘君、松澤正登君、沓掛計三君といたします。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 事務局長に、各常任委員会の正副委員長、議会運営委員会の正副委員長を報告させます。

○事務局長（片田幸男君） それでは、御報告させていただきます。順不同でございますけれども、よろしく願いいたします。

総務建設産業委員会、委員長に居鶴貞美議員、副委員長に松澤正登議員。社会文教委員会、委員長に宮下壽章議員、副委員長に坂井弘議員。議会運営委員会、委員長に沓掛計三議員、副委員長に宮入隆通議員。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 以上、事務局長の報告のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、委員会構成は報告のとおり決定しました。

◎青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について

○議長（金井とも子君） 日程第6、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙を行います。

組合議員は4名であります。

初めにお諮りしますが、組合議会議員の任期については、議会委員会条例第3条の規定による常任委員の任期と同一の2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

青木村及び上田市共有財産組合議会議員に、総務建設産業委員の平林幸一君、沓掛計三君。社会文教委員の塩澤敏樹君、坂井弘君の4名を指名いたします。

ただいま指名しました平林幸一君、沓掛計三君、塩澤敏樹君、坂井弘君を青木村及び上田市共有財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平林幸一君、沓掛計三君、塩澤敏樹君、坂井弘君が青木村及び上田市共有財産組合議会議員に当選しました。

◎上田地域広域連合議会議員の選挙について

○議長（金井とも子君） 日程第7、上田地域広域連合議会議員の選挙を行います。

初めにお諮りいたしますが、上田地域広域連合議会議員の任期は2年としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、上田地域広域連合議会議員の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

上田地域広域連合議会議員には、議長の金井とも子、副議長の松澤正登君を指名します。

お諮りをいたします。

ただいま指名しました金井とも子、松澤正登君を上田地域広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました金井とも子、松澤正登君が上田地域広域連合議会議員に当選しました。

◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（金井とも子君） 日程第8、議案第1号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

事務局より資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（金井とも子君） 村長。

○村長（北村政夫君） 議案第1号 監査委員の選任同意についてをお願いいたします。

この議案は人事案件でございますが、先ほど別室にて御協議をいただいております。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。

住所、青木村大字奈良本96番地1。

氏名、宮下壽章さん。

生年月日、昭和24年8月17日。

令和3年5月7日、青木村長、北村政夫。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 議案第1号 監査委員の選任同意について、採決をいたします。

本人事案件の監査委員の選任については、宮下壽章君を選任することについて同意される諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成でありますので、議案第1号 監査委員の選任同意については同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本会議の日程は全て終了しました。

これにて、令和3年第1回青木村議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後 3時43分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会臨時議長

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員